

千葉県耕作放棄地対策協議会 平成30年度第1回通常総会

日 時：平成30年6月14日（木）
午後1時30分から
場 所：千葉市ビジネス支援センター 14階
商談室



第1号議案 平成29年度事業実績(案)及び収支決算(案)について

1 平成29年度事業実績(案)

(1) 事業実績

平成28年の荒廃農地の発生・解消状況に関する調査によると、本県の耕作放棄地は833ヘクタール解消され、前年より1,759ヘクタール、率にして約13パーセント減少し、11,733ヘクタールとなった。

耕作放棄地の発生は、雑草の繁茂による害虫の発生や有害鳥獣の棲みかになるばかりでなく、食料自給率の向上の阻害要因となっていることから、その解消と発生抑制は極めて重要な課題となっている。

そこで、本協議会は、県・市町村耕作放棄地対策協議会ほか関係団体の協力を得ながら、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金(国交付金)、千葉県耕作放棄地再生推進事業交付金(県単)を有効活用して耕作放棄地の再生を進め、平成29年度は市原市ほか8市町で約5.4ヘクタールが解消された。

また地域協議会未設置市町村に対して設立支援を行った結果、平成29年9月1日付けで神崎町農業再生協議会が地域耕作放棄地対策協議会として承認された。

(2) 活動実績(案)

ア 地域協議会未設置市町村の設立支援

内 容	時 期	対象地域協議会等	備 考
地域協議会設立に向けた支援	通 年	7市町村 (H29.4.1現在で 未設置市町村)	H29.4.1時点で、習志野市、市川市、船橋市、松戸市、流山市、鎌ヶ谷市、神崎町が未設置 神崎町農業再生協議会について、地域耕作放棄地対策協議会として設立承認(H29年9月1日に承認) (H29年度末で47協議会が設置済)

イ 地域協議会等への指導・助言

内 容	時 期	対象協議会等	備 考
①地域協議会への指導 ②関係機関・団体への指導	通 年	47協議会 53市町村 53農業委員会	制度周知、交付金活用推進及び地域協議会による解消に向けた取組への指導・助言

ウ 制度・施策等の啓発・普及

内 容	啓発対象	提供方法	備 考
①リーフレットの作成 や市町村広報紙を活用し、 制度・施策等の啓発	①県民・ 市町村民	①印刷物、電子フ ァイル、県ホーム ページ	①県民だより12月号 市町村広報8月号 千葉の園芸11月号
②関係機関等への説明	②農業委員 会担当者	②耕作放棄地対 策マニュアル研 修会での説明及 び資料配布	②平成29年7月19日～ 8月9日 参加者延べ73名
③農業者への周知	③農業委員 会、農地利 用最適化推 進委員	③耕作放棄地関 連施策について の説明及び資料 配布	③平成29年4月17日～ 平成30年1月24日 参加者延べ495名

エ 総会等の開催

内 容	時 期	概 要
内部監査	平成29年 5月22日	平成28年度下半期の業務執行状況及び 資金管理状況の監査
監査	平成29年 5月25日	平成28年度事業実績及び収支決算に係る 会計監査
第1回幹事会	平成29年 5月30日	平成29年度第1回通常総会に付議すべき事項
第1回通常総会	平成29年 6月12日	平成28年度事業実績及び収支決算 平成29年度補正収支予算 規約等の一部改正
内部監査	平成29年 12月26日	平成29年度上半期の業務執行状況及び 資金管理状況の監査
第2回幹事会	平成30年 3月14日	平成29年度第2回通常総会に付議すべき事項
第2回通常総会	平成30年 3月23日	平成29年度事業実績見込み(案)及び収支決算見込 み(案) 平成30年度事業計画(案)及び収支予算(案)

2 平成29年度 収支決算【案】

1 期間:平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

2 会計別収支

(1)耕作放棄地再生利用交付金基金会計

単位:円

科目	本年度予算額 (A)	本年度決算額 (B)	差引(A-B)	備考
収入の部				
1 国庫交付金積立資金	58,396,656	58,396,656	0	前年度繰越額
2 県補助金	24,500,000	2,015,000	22,485,000	県補助金
3 雑収入	0	0	0	
収入計	82,896,656	60,411,656	22,485,000	
支出の部				
1 地域協議会交付金[国基金]	56,896,656	8,275,029	48,621,627	地域協 国交付金
2 地域協議会交付金[県]	24,500,000	2,015,000	22,485,000	地域協 県補助金
3 再生利用活動附帯事業	1,500,000	97,369	1,402,631	地域+県
4 国交付金返納支出金	0	0	0	農政局返還
5 国交付金積立資金	0	50,024,258	▲ 50,024,258	次期繰越
6 県返納金	0	0	0	地域協議会 返納
7 県返納金(繰越)	0	0	0	地域協議会 返納[県費]
支出計	82,896,656	60,411,656	22,485,000	

(2)被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業交付金会計

単位:円

科目	本年度予算額 (A)	本年度決算見込額 (B)	差引(A-B)	備考
収入の部				
1 国庫交付金	0	0	0	
2 雑収入	0	0	0	
収入計	0	0	0	
支出の部				
1 地域協議会交付金	0	0	0	
2 地域協議会推進事業	0	0	0	
3 県協議会推進事業	0	0	0	
4 国交付金返納	0	0	0	
支出計	0	0	0	

平成29年度 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金 実施一覧

No.	地域	地域協議会	取組主体	再生面積 (a)	国交付金 (円)	県交付金 (円)	対象作物名	備 考
1	千葉	市原市	法人	105	525,000	262,500	牧草	中間管理事業により権利設定
2	印旛	佐倉市	法人	132	4,024,250	660,000	とうもろこし、牧草	中間管理事業により権利設定
3		八街市	法人	32	160,000	80,000	飼料用とうもろこし	
4		印西市	個人	27	202,500	67,500	飼料用米	
5		印西市	個人	97	727,500	242,500	飼料用米	
6	香取	香取市	個人	37	1,000,000	185,000	WCS用稲	
7		東庄町	法人	-	93,050	-	ダイコン	今年度は営農定着のみ(昨年度再生した農地で実施)
8	海匝	旭市	個人	14	544,482	70,000	落花生・サツマイモ	
9		旭市	個人	79	893,247	395,000	WCS	
10	長生	長南町	個人	21	105,000	52,500	飼料用米	
合計				544	8,275,029	2,015,000	田261a 畑283a	

監 査 報 告 書

千葉県耕作放棄地対策協議会の平成29年度業務執行及び会計の状況について監査したところ、適正に執行されていることが認められました。

平成30年5月28日、29日

千葉県耕作放棄地対策協議会

監事 千葉県農業協同組合中央会
農業・地域振興部長

今日光則



監事 千葉県土地改良事業団体連合会
管理指導部長

岡崎一雄



第2号議案 平成30年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

1 平成30年度事業計画（案）

(1) 事業計画（案）

本県の耕作放棄地は、平成28年の荒廃農地の発生・解消状況に関する調査によると、本県の耕作放棄地は833ヘクタール解消され、前年より1,759ヘクタール、率にして約13パーセント減少し、11,733ヘクタールとなった。

本年度は減少したものの、依然、本県における耕作放棄地面積は多い。耕作放棄地の発生は、雑草の繁茂による害虫の発生や有害鳥獣の棲みかになるばかりでなく、食料自給率の向上の阻害要因となっていることから、その解消と発生抑制は極めて重要な課題となっている。

そこで、本協議会は、県・市町村耕作放棄地対策協議会ほか関係団体の協力を得ながら、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金（国交付金）、千葉県耕作放棄地再生推進事業交付金（県単）を有効活用して耕作放棄地の再生を進めていく。併せて、農地の条件整備を行いながら利用集積を進めることで耕作放棄地の発生抑制に努める。

また、農地利用最適化推進委員の現場活動の活性化により、地域単位の耕作放棄地対策の推進を図る。

(2) 活動計画（案）

ア 地域協議会未設置市町村の設立支援

内 容	時 期	対象地域協議会等	備 考
地域協議会設立に向けた支援	通 年	6市町村 (H30.4.1現在で未設置市町村)	習志野市、市川市、船橋市、松戸市、流山市、鎌ヶ谷市が未設置

イ 地域協議会等への指導・助言

内 容	時 期	対象協議会等	備 考
地域協議会への指導 関係機関・団体への指導	通 年	47協議会 53市町村 53農業委員会	交付金活用推進、地域協議会による解消に向けた取組及び事業の終了に伴う地域協議会の今後の体制についての指導・助言

ウ 制度・施策等の啓発・普及

内 容	配布先	提供方法	備 考
①リーフレットの作成、制度・施策等の啓発	①県民・市町村民	①印刷物、電子ファイル、県ホームページ	①農家等への個別啓発リーフレット
②関係機関等への説明	②関係機関担当者	②耕作放棄地関連施策の説明及び資料配布	②JA、市町村、市町村農業委員会等

エ 農地利用最適化推進委員による農地等の利用最適化活動の推進

内 容
地域を代表する農業委員・農地利用最適化推進委員に対し、耕作放棄地問題を啓発するため、研修会を実施する

オ 総会等の開催

内 容	時 期	概 要
内部監査	平成30年 5月18日	平成29年度下半期の業務執行状況及び資金管理状況の監査
監査	平成30年 5月28日 5月29日	平成29年度事業実績及び収支決算に係る会計監査
第1回幹事会	平成30年 6月7日	平成30年度第1回通常総会に付議すべき事項
第1回通常総会	平成30年 6月14日	平成29年度事業実績及び収支決算（案） 平成30年度事業計画（案）及び収支予算（案）
内部監査	平成30年 10月下旬	平成30年度上半期の業務執行状況及び資金管理状況の監査
第2回幹事会	平成31年 3月中旬	平成30年度第2回通常総会に付議すべき事項
第2回通常総会	平成31年 3月下旬	平成30年度事業実績見込み（案）及び収支決算見込み（案） 平成31年度事業計画（案）及び収支予算（案）

2 平成30年度 収支予算【案】

1 期間:平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

2 会計別収支

(1)耕作放棄地再生利用交付金基金会計

単位:円

科目	本年度予算額 (A)	前年度 予算額(B)	差引(A-B)	備考
収入の部				
1 国庫交付金積立資金	50,024,258	58,396,656	▲ 8,372,398	前年度繰越額
2 県補助金	24,500,000	24,500,000	0	県補助金
3 雑収入	0	0	0	
収入計	74,524,258	82,896,656	▲ 8,372,398	
支出の部				
1 地域協議会交付金[国基金]	45,324,258	56,896,656	▲ 11,572,398	地域協 国交付金
2 地域協議会交付金[県]	24,500,000	24,500,000	0	地域協 県補助金
3 再生利用活動附帯事業	4,700,000	1,500,000	3,200,000	地域+県
4 国交付金返納支出金	0	0	0	農政局返還
5 国交付金積立資金	0	0	0	次期繰越
6 県返納金	0	0	0	地域協議会 返納
7 県返納金(繰越)	0	0	0	地域協議会 返納[県費]
支出計	74,524,258	82,896,656	▲ 8,372,398	

(2)被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業交付金会計

単位:円

科目	本年度予算額 (A)	前年度 予算額(B)	差引(A-B)	備考
収入の部				
1 国庫交付金	0	0	0	
2 雑収入	0	0	0	
収入計	0	0	0	
支出の部				
1 地域協議会交付金	0	0	0	
2 地域協議会推進事業	0	0	0	
3 県協議会推進事業	0	0	0	
4 国交付金返納	0	0	0	
支出計	0	0	0	

平成30年度 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金 実施一覧

No.	地域	地域協議会	取組主体	再生面積(a)	国交付金(円)	県交付金(円)	対象作物名	備考
1	千葉	市原市	法人	98	752,500	245,000	牧草	中間管理事業により権利設定
2		市原市	未定	1,000	6,250,000	2,500,000	飼料用米 露地野菜	
3	印旛	佐倉市	法人	132	4,042,480	660,000	デントコーン	中間管理事業により権利設定
4		八街市	個人	199	1,492,500	497,500	大和芋	
5		八街市	個人	1,000	5,000,000	2,500,000	そば	
6		八街市	個人	111	832,500	277,500	未定	
7		八街市	個人	103	515,000	257,500	未定	
8	香取	香取市	法人	100	2,000,000	500,000	飼料用米	
9		東庄町	法人	72	800,000	400,000	キャベツ、ダイコン	
10		東庄町	個人	37	600,000	300,000	干両	
11		東庄町	法人	24	350,000	175,000	キャベツ、ダイコン	
12		東庄町	個人	50	1,250,000	625,000	飼料用米	
13	海匝	旭市	個人	-	370,000	-	WCS	前年度、再生を行った農地の湧水処理(施設等保管整備)のため、再生面積無し
14		旭市	個人	11	4,300,000	55,000	キュウリ・トマト	
15	君津	袖ヶ浦市	個人	20	100,000	50,000	飼料用米	
	合計			2,957	28,654,980	9,042,500	田1170a 畑1787a	

第3号議案 規約の一部改正について

1 改正理由

幹事会の構成等について、事務局長を定めた条文の項番が誤っていたため変更するもの。

2 改正内容

別添、新旧対照表のとおり。

千葉県耕作放棄地対策協議会 規約 一部改正 新旧対照表 (案)

新	旧
<p>千葉県耕作放棄地対策協議会規約 平成20年11月27日制定 平成30年 月 日最終改正</p> <p>第1～19条 [略]</p> <p>第5章 幹事会 (幹事会の構成等)</p> <p>第20条 県協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。</p> <p>2 幹事会は、第22条第3項の事務局長及び第5条に掲げる会 員が推薦する者をもって組織する。</p> <p>3 幹事長は第22条第3項の事務局長が兼ねるものとする。</p> <p>4 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。</p> <p>第21条 [略]</p> <p>第6章 事務局等 (事務局)</p> <p>第22条 総会の決定に基づき県協議会の業務を執行するため、 千葉県農林水産部農地・農村振興課内に事務局を置き、事務局 は千葉県農林水産部職員をもって組織する。</p> <p>2 県協議会は業務の適正な執行のため、事務局長及び事務局長</p>	<p>千葉県耕作放棄地対策協議会規約 平成20年11月27日制定 平成29年6月12日最終改正</p> <p>第1～19条 [略]</p> <p>第5章 幹事会 (幹事会の構成等)</p> <p>第20条 県協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。</p> <p>2 幹事会は、第22条第4項の事務局長及び第5条に掲げる 会員が推薦する者をもって組織する。</p> <p>3 幹事長は第22条第4項の事務局長が兼ねるものとする。</p> <p>4 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する</p> <p>第21条 [略]</p> <p>第6章 事務局等 (事務局)</p> <p>第22条 総会の決定に基づき県協議会の業務を執行するため、 千葉県農林水産部農地・農村振興課内に事務局を置き、事務 局は千葉県農林水産部職員をもって組織する。</p> <p>2 県協議会は業務の適正な執行のため、事務局長及び事務局</p>

補佐を置く。

3 事務局長は、千葉県農林水産部農地・農村振興課農地集積推進室長の職にある者とし、事務局長補佐は農地・農村振興課長の職にあるものとする。

4 県協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。

5 事務局長補佐は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときはその職務を代理し、事務局長が欠けたときはその職務を行う。

附則1～12 [略]

13 平成30年 月 日一部改正

長補佐を置く。

3 事務局長は、千葉県農林水産部農地・農村振興課農地集積推進室長の職にある者とし、事務局長補佐は農地・農村振興課副課長の職にあるものとする。

4 県協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。

5 事務局長補佐は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときはその職務を代理し、事務局長が欠けたときはその職務を行う。

附則1～12 [略]

[追加]

千葉県耕作放棄地対策協議会規約(案)

平成20年11月27日制定

平成30年 月 日最終改正

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、千葉県耕作放棄地対策協議会（以下「県協議会」という。）という。

(事務所)

第2条 県協議会は、主たる事務所を千葉県農林水産部農地・農村振興課内（千葉市中央区市場町1番1号）に置く。

(目的)

第3条 県協議会は、地域の大切な資源である農地の有効活用を図るため、荒廃農地の再生利用の着実な推進等に資することを目的とする。

(事業)

第4条 県協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 荒廃農地再生利用に関すること。
- (2) 地域耕作放棄地対策協議会に対する指導・助言に関すること。
- (3) 荒廃農地再生利用のための検討会の開催、制度・施策等の啓発・普及に関すること。
- (4) 千葉県耕作放棄地対策基本方針及び千葉県耕作放棄地再生利用推進計画の策定及び推進に関すること。

第2章 会員等

(県協議会の会員)

第5条 県協議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 千葉県
- (2) 一般社団法人千葉県農業会議
- (3) 公益社団法人千葉県園芸協会
- (4) 千葉県農業協同組合中央会
- (5) 千葉県土地改良事業団体連合会

(届出)

第6条 会員は、その氏名及び住所（会員が団体の場合については、その名称、所在地

及び代表者の氏名)に変更があったときは、遅滞なく県協議会にその旨を届け出なければならぬ。

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第7条 県協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2. 第1項の役員は次の者とする。

- (1) 会長 千葉県農林水産部農地・農村振興課長の職にある者
- (2) 副会長 一般社団法人千葉県農業会議事務局長の職にある者
- (3) 監事 千葉県農業協同組合中央会農業・地域振興部長の職にある者
千葉県土地改良事業団体連合会管理指導部長の職にある者

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第8条 会長は、会務を総理し、県協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 県協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
 - (2) 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、5年とする。

2 補欠又は増員による仕事は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(役員の変更の特例)

第10条 役員の仕事する機関の組織改正等により、第7条第2項各号に掲げる職名に変更があった場合は、第17条の規定にかかわらず、当該職名を変更後の職名に改正するものとする。

(役員の仕事)

第11条 県協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を仕事することができ。この場合において、県協議会は、その総会の開催の日の7日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議

決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(役員報酬)

第12条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 総会

(総会の種別等)

第13条 県協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。
- 3 通常総会は、毎年1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 会員現在数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
 - (2) 第8条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。
 - (3) その他会長が必要と認めたとき。
- 5 総会は、県協議会の目的を達成する上で緊急を要する等会長が必要と認めたときは、書面により開催できるものとする。

(総会の招集)

第14条 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求があった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

- 2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

第15条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。
- 3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 4 総会の議事は、第17条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

(総会の権能)

第 16 条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関する事。
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事。
- (3) 諸規程の制定及び改廃に関する事。
- (4) 第 4 条の事業の実施に関する事。
- (5) その他県協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

第 17 条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の 3 分の 2 以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 県協議会規約の変更
- (2) 県協議会の解散
- (3) 会員の除名
- (4) 役員解任

(書面又は代理人による表決)

第 18 条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに県協議会に到着しないときは、無効とする。
- 3 第 1 項の代理人は、代理権を証する書面を県協議会に提出しなければならない。
- 4 第 15 条第 1 項及び第 4 項並びに第 17 条の規定の適用については、第 1 項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 19 条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。ただし、書面による総会については決裁文書等の証拠書類を議事録とみなす。

- 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、第 18 条第 4 項により当該総会に出席したと見なされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名
 - (3) 議案
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人 2 名以上が記名押印しなければならない。

- 4 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

第5章 幹事会

(幹事会の構成等)

第20条 県協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、第22条第3項の事務局長及び第5条に掲げる会員が推薦する者をもって組織する。
- 3 幹事長は第22条第3項の事務局長が兼ねるものとする。
- 4 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。

(幹事会の権能)

第21条 次の各号に掲げる事項は、幹事会において協議する。

- (1) 総会に付議すべき事項に関すること。
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関すること。
 - (3) その他幹事会において必要と認めた事項に関すること。
- 2 幹事会において、前項第1号にあっては総会開催の前に、第2号及び第3号にあっては必要に応じて協議する。
 - 3 幹事会のもとに専門委員会を置くことができる。
 - (1) 専門委員会の委員は、会長が委嘱する。
 - (2) 専門委員会は、幹事会において必要と認めた事項について検討する。

第6章 事務局等

(事務局)

第22条 総会の決定に基づき県協議会の業務を執行するため、千葉県農林水産部農地・農村振興課内に事務局を置き、事務局は千葉県農林水産部職員をもって組織する。

- 2 県協議会は業務の適正な執行のため、事務局長及び事務局長補佐を置く。
- 3 事務局長は、千葉県農林水産部農地・農村振興課農地集積推進室長の職にある者とし、事務局長補佐は農地・農村振興課副課長の職にあるものとする。
- 4 県協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。
- 5 事務局長補佐は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときはその職務を代理し、事務局長が欠けたときはその職務を行う。

(業務の執行)

第23条 県協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- (1) 事務処理規程
- (2) 会計処理規程
- (3) 文書取扱規程

- (4) 公印取扱規程
- (5) 内部監査実施規程
- (6) その他幹事会において特に必要と認めた規程

(書類及び帳簿の備付け)

第 24 条 県協議会は、第 2 条の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 県協議会規約及び前条各号に掲げる規程
- (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) その他前条各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

第 7 章 会計

(事業年度)

第 25 条 県協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(資金)

第 26 条 県協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 荒廃農地再生利用に係る国からの交付金
- (2) その他の収入

(資金の取扱い)

第 27 条 県協議会の資金の取扱方法は、業務方法書及び会計処理規程で定める。

(事務経費支弁の方法等)

第 28 条 県協議会の事務に要する経費は、第 26 条第 1 号、同条 2 号のその他収入をもって充てる。

(事業計画及び収支予算)

第 29 条 県協議会の事業計画及び収支予算は、幹事会の承認を得た後、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第 30 条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の 7 日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) その他

- 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。
- 3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

(報告)

第31条 会長は、耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱（平成21年4月1日付け20農振第2207号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、耕作放棄地再生利用緊急対策実施要領（平成21年4月1日付け20農振第2208号農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）その他規程の定めるところにより次の各号に掲げる書類を関東農政局長に提出しなければならない。

- (1) 前年度の事業報告書及びその年度の事業計画書
- (2) 前年度の収支計算書及びその年度の収支予算書

第8章 県協議会規約の変更、解散及び残余財産の処分

(届出)

第32条 この規約及び第23条各号に掲げる規程に変更があった場合には、県協議会は、遅滞なく関東農政局長に届出なければならない。

(事業終了後及び県協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第33条 第4条の事業が終了した場合及び県協議会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、国費相当額にあっては関東農政局長に返還するものとする。

- 2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て県協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄附するものとする。

第9章 雑則

(細則)

第34条 実施要綱、実施要領その他この規約に定めるもののほか、県協議会の事務の運営上必要な細則は、幹事会の承認を得た後、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成20年11月27日から施行する。
- 2 県協議会の設立初年度の役員の任期については、第9条第1項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。
- 3 県協議会の設立初年度の事業計画及び予算の議決については、第29条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。
- 4 県協議会の設立初年度の会計年度については、第25条の規定にかかわらず、この

規約の施行の日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。

- 5 平成 21 年 4 月 20 日 規約の一部改正
- 6 平成 23 年 3 月 29 日一部改正、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。
- 7 平成 24 年 3 月 22 日一部改正
- 8 平成 24 年 6 月 5 日一部改正
- 9 平成 26 年 3 月 26 日一部改正、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

ただし、第 5 条（3）に掲げる者については、平成 26 年 4 月 1 日以降に、公益社団法人千葉県園芸協会が千葉県知事から農地中間管理機構の指定を受けた後に適用する。

- 10 平成 28 年 3 月 23 日一部改正、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
- 11 平成 28 年 5 月 24 日一部改正
- 12 平成 29 年 6 月 12 日一部改正
- 13 平成 30 年 月 日一部改正

第4号議案 千葉県再生利用推進計画の改正について

国の「耕作放棄地再生利用緊急対策実施要領（平成21年4月1日付け20農振第2208号農林水産省農村振興局長通知）が平成29年3月31日付けで一部改正され、同要領第2の1の(1)のアの規定が「平成28年度及び平成29年度のそれぞれ決算確定後速やかに実施状況を点検し、実態に見合った合理的な理由を有する基金規模となるよう計画の見直しを行わなければならない」こととされたことにより、千葉県再生利用推進計画を見直すこととした。

【主な変更内容】

- ① 荒廃農地の概要の時点修正（荒廃農地面積）
- ② 平成30年度の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金事業計画の変更（再生見込み面積及び概算事業費）
- ③ 千葉県における再生目標面積及び取組期間の時点修正

千葉県耕作放棄地対策協議会 再生利用推進計画 一部改正 新旧対照表【案】

新	旧												
<p>策定年月日：平成21年3月31日 最終変更年月日：平成30年 月 日</p>	<p>策定年月日：平成21年3月31日 最終変更年月日：平成29年6月30日</p>												
<p>千葉県再生利用推進計画</p>	<p>千葉県再生利用推進計画</p>												
<p>1. 農業の概要 [略]</p>	<p>1. 農業の概要 [略]</p>												
<p>2. 荒廃農地の概要</p>	<p>2. 荒廃農地の概要</p>												
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="582 226 638 1111">地域名</td> <td data-bbox="638 226 791 1111">荒廃農地の現状と課題について</td> </tr> <tr> <td data-bbox="638 226 791 1111">都市的農業地域</td> <td data-bbox="638 226 791 1111">本地域の再生可能な荒廃農地面積は平成28年で507ヘクタールであり、そのうち農用地区域内面積は186ヘクタールとなっている。 [以下略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="638 226 791 1111">平地農業地域</td> <td data-bbox="638 226 791 1111">本地域の再生可能な荒廃農地面積は平成28年で4,130ヘクタールであり、そのうち農用地区域内面積は2,038ヘクタールとなっている。 [以下略]</td> </tr> </table>	地域名	荒廃農地の現状と課題について	都市的農業地域	本地域の再生可能な荒廃農地面積は平成28年で507ヘクタールであり、そのうち農用地区域内面積は186ヘクタールとなっている。 [以下略]	平地農業地域	本地域の再生可能な荒廃農地面積は平成28年で4,130ヘクタールであり、そのうち農用地区域内面積は2,038ヘクタールとなっている。 [以下略]	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="582 1111 638 1989">地域名</td> <td data-bbox="638 1111 791 1989">荒廃農地の現状と課題について</td> </tr> <tr> <td data-bbox="638 1111 791 1989">都市的農業地域</td> <td data-bbox="638 1111 791 1989">本地域の再生可能な荒廃農地面積は平成20年→平成27年の推移をみると、再生可能な荒廃農地面積は1,292ヘクタールから1,330ヘクタールと2.9%増加し、そのうち農用地区域内面積は427ヘクタールから406ヘクタールと4.9%減少しているが、荒廃農地面積はほぼ横ばいとなっている。 [以下略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="638 1111 791 1989">平地農業地域</td> <td data-bbox="638 1111 791 1989">本地域の荒廃農地面積の7年間(平成20年→平成27年)の推移をみると、再生可能な荒廃農地面積は4,384ヘクタールから5,248ヘクタールと19.7%増加し、そのうち農用地区域内面積は2,311ヘクタールから2,556ヘクタールと10.6%増加している。 [以下略]</td> </tr> </table>	地域名	荒廃農地の現状と課題について	都市的農業地域	本地域の再生可能な荒廃農地面積は平成20年→平成27年の推移をみると、再生可能な荒廃農地面積は1,292ヘクタールから1,330ヘクタールと2.9%増加し、そのうち農用地区域内面積は427ヘクタールから406ヘクタールと4.9%減少しているが、荒廃農地面積はほぼ横ばいとなっている。 [以下略]	平地農業地域	本地域の荒廃農地面積の7年間(平成20年→平成27年)の推移をみると、再生可能な荒廃農地面積は4,384ヘクタールから5,248ヘクタールと19.7%増加し、そのうち農用地区域内面積は2,311ヘクタールから2,556ヘクタールと10.6%増加している。 [以下略]
地域名	荒廃農地の現状と課題について												
都市的農業地域	本地域の再生可能な荒廃農地面積は平成28年で507ヘクタールであり、そのうち農用地区域内面積は186ヘクタールとなっている。 [以下略]												
平地農業地域	本地域の再生可能な荒廃農地面積は平成28年で4,130ヘクタールであり、そのうち農用地区域内面積は2,038ヘクタールとなっている。 [以下略]												
地域名	荒廃農地の現状と課題について												
都市的農業地域	本地域の再生可能な荒廃農地面積は平成20年→平成27年の推移をみると、再生可能な荒廃農地面積は1,292ヘクタールから1,330ヘクタールと2.9%増加し、そのうち農用地区域内面積は427ヘクタールから406ヘクタールと4.9%減少しているが、荒廃農地面積はほぼ横ばいとなっている。 [以下略]												
平地農業地域	本地域の荒廃農地面積の7年間(平成20年→平成27年)の推移をみると、再生可能な荒廃農地面積は4,384ヘクタールから5,248ヘクタールと19.7%増加し、そのうち農用地区域内面積は2,311ヘクタールから2,556ヘクタールと10.6%増加している。 [以下略]												

千葉県耕作放棄地対策協議会 再生利用推進計画 一部改正 新旧対照表【案】

新	旧				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="300 1883 496 1995">中山 間農 業地 域</td> <td data-bbox="300 1144 496 1872"> <p>本地域の再生可能な荒廃農地面積は平成28年で953ヘクタールであり、そのうち農用地区域内面積は481ヘクタールとなっている。 [以下略]</p> </td> </tr> </table> <p>3. 荒廃農地再生利用の方向性 [略]</p> <p>4. 協議会構成団体の役割分担 [略]</p> <p>5. 再生利用推進計画 [略]</p>	中山 間農 業地 域	<p>本地域の再生可能な荒廃農地面積は平成28年で953ヘクタールであり、そのうち農用地区域内面積は481ヘクタールとなっている。 [以下略]</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="300 1003 496 1115">中山 間農 業地 域</td> <td data-bbox="300 275 644 992"> <p>本地域の荒廃農地面積の7年間(平成20年→平成27年)の推移をみると、再生可能な荒廃農地面積は2,040ヘクタールから3,112ヘクタールと52.5%増加し、そのうち農用地区域内面積は974ヘクタールから1,372ヘクタールと40.9%増加しており、増加率は他の地域に比べ最も大きい。 [以下略]</p> </td> </tr> </table> <p>3. 荒廃農地再生利用の方向性 [略]</p> <p>4. 協議会構成団体の役割分担 [略]</p> <p>5. 再生利用推進計画 [略]</p>	中山 間農 業地 域	<p>本地域の荒廃農地面積の7年間(平成20年→平成27年)の推移をみると、再生可能な荒廃農地面積は2,040ヘクタールから3,112ヘクタールと52.5%増加し、そのうち農用地区域内面積は974ヘクタールから1,372ヘクタールと40.9%増加しており、増加率は他の地域に比べ最も大きい。 [以下略]</p>
中山 間農 業地 域	<p>本地域の再生可能な荒廃農地面積は平成28年で953ヘクタールであり、そのうち農用地区域内面積は481ヘクタールとなっている。 [以下略]</p>				
中山 間農 業地 域	<p>本地域の荒廃農地面積の7年間(平成20年→平成27年)の推移をみると、再生可能な荒廃農地面積は2,040ヘクタールから3,112ヘクタールと52.5%増加し、そのうち農用地区域内面積は974ヘクタールから1,372ヘクタールと40.9%増加しており、増加率は他の地域に比べ最も大きい。 [以下略]</p>				

千葉県耕作放棄地対策協議会 再生利用推進計画 一部改正 新旧対照表【案】

新		旧																																									
<p>6. 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金(耕作放棄地再生利用基金)事業計画</p> <p>(1) 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金(耕作放棄地再生利用基金)による再生見込み面積及び概算事業費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再生面積 (ha)</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>25</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>概算事業費 (国費:千円)</td> <td>100,000</td> <td>100,000</td> <td>100,000</td> <td>27,000</td> <td>32,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 取組推進のための地域協議会への支援体制 [略]</p> <p>(参考) 千葉県の農用地区域内における荒廃農地の再生目標面積 (基金以外含む)及び取組期間 975ha(平成30年度～平成33年度)</p>			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	再生面積 (ha)	50	50	50	25	30	概算事業費 (国費:千円)	100,000	100,000	100,000	27,000	32,000	<p>6. 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金(耕作放棄地再生利用基金)事業計画</p> <p>(1) 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金(耕作放棄地再生利用基金)による再生見込み面積及び概算事業費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再生面積 (ha)</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>25</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>概算事業費 (国費:千円)</td> <td>100,000</td> <td>100,000</td> <td>100,000</td> <td>27,000</td> <td>32,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 取組推進のための地域協議会への支援体制 [略]</p> <p>(参考) 千葉県における全体再生目標面積(基金以外含む)及び取組期間 3,000ha(平成26年度～平成29年度)</p>							平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	再生面積 (ha)	50	50	50	25	30	概算事業費 (国費:千円)	100,000	100,000	100,000	27,000	32,000
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度																																						
再生面積 (ha)	50	50	50	25	30																																						
概算事業費 (国費:千円)	100,000	100,000	100,000	27,000	32,000																																						
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度																																						
再生面積 (ha)	50	50	50	25	30																																						
概算事業費 (国費:千円)	100,000	100,000	100,000	27,000	32,000																																						

千葉県再生利用推進計画【案】

1. 農業の概要

地域名	農業の現状と課題、振興作物等について
都市的農業地域	<p>本地域では、大消費地に隣接するという有利な立地条件を活かして、野菜・果樹・花き類などの生産が展開され、その産出額は県全体の約3割を占めている。中でも野菜は、古くから都市近郊産地として高い評価を得ており、「ねぎ」「ほうれんそう」「こまつな」「かぶ」「えだまめ」など、幅広い品目の産地形成が進んでいる。また、果樹について県下最大の「なし」産地が形成されているほか、「パンジー」「ペチュニア」などの花壇苗を中心に花き類の生産が行われている。</p>
平地農業地域	<p>本地域は平坦で広大な耕地を有し、全国でもトップクラスの産出額を誇る「だいこん」「にんじん」「トマト」「すいか」「キャベツ」をはじめ、「ゆり」「サンダーソニア」、「なし」など、野菜・花き・果樹の産地が数多く形成されている。先端技術を活用した施設等の導入や、大型集出荷場の整備が進むなど、県内産出額の半分以上を占める主要園芸地域である。また、「落花生」「かんしょ」についても、全国有数の産地となっている。</p> <p>水稲に関しては、基盤整備の進んだ優良な水田に恵まれ、県内の作付面積の3分の2近くを本地域で占めているほか、県平均作付面積を上回る大規模稲作経営農家が多いのも特徴である。</p> <p>肉用牛については、本県は酪農県であり、その飼養頭数の8割以上を乳用種が占めているが、肉質の評価の高い肉専用種との交雑種が多数飼育されており、大規模な経営体も少なくない。</p> <p>また、都市化の進展により豚の飼養戸数は全体に減少しているが、古くからの産地である香取・海匝地区を中心に、経済的メリットの高い繁殖肥育一貫経営を主体とした大規模化が図られている。</p>
中山間農業地域	<p>本地域は、温暖な気候条件を活かして、「カーネーション」「ストック」などの切花を中心に、県内産出額の半数以上を占める県下有数の花き産地となっている。果樹生産も盛んで、特に「びわ」は全国を代表する産地となっている。また、「食用なばな」など地域特産品目を中心とした野菜産地も形成されている。</p> <p>水稲については、温暖な気候に恵まれ県下有数の早場米産地となっているが、狭あい急傾斜という土地条件から生産費用は他地域に</p>

	<p>比べて高い傾向にある。しかしながら、昔から良質米産地が形成され、地域ブランドとして好評を博している。</p> <p>また、本地域は江戸時代に端を発する酪農発祥の地である。飼養戸数でも県下全域の約半数を占めており、産出額全国第3位の本県の生乳生産を支えているが、家族経営を中心とした中規模な経営体が多く、輸入牛肉と競合する乳廃牛や肥育用雄子牛の価格の低迷等により経営が圧迫され、年々飼養戸数は減少傾向にある。</p>
--	--

※都市的農業地域：主として千葉・東葛飾農業事務所管内

平地農業地域：主として印旛・香取・海匝・山武・長生農業事務所管内

中山間農業地域：主として夷隅・安房・君津農業事務所管内

2. 荒廃農地の概要

地域名	荒廃農地の現状と課題について
都市的農業地域	<p>本地域の再生可能な荒廃農地面積は平成28年で507ヘクタールであり、そのうち農用地区域内面積は186ヘクタールとなっている。</p> <p>本地域、農地の資産的保有が多く、さらに相続等により分散したことなどが荒廃農地の発生要因として考えられる。また、本地域に多くみられる市街化区域内農地は生産緑地に指定されており、ここでは耕作放棄の発生はほとんどない。</p> <p>農業を担う農家戸数、農業従事者の30年間(昭和60年→平成27年)の推移をみると、農家戸数は28,725戸から13,409戸と53.3%減少し、農業従事者は72,257人から21,580人と70.1%減少していることから、地域における担い手の確保が課題である。</p> <p>平成27年に制定された都市農業振興基本法により、都市農地の位置付けが「宅地化すべきもの」から「あるべきもの」に転換されたこともあり、都市農地の荒廃農地化の防止も講じる必要がある。</p>
平地農業地域	<p>本地域の再生可能な荒廃農地面積は平成28年で4,130ヘクタールであり、そのうち農用地区域内面積は2,038ヘクタールとなっている。</p> <p>本地域は、面的に整備された所は耕作放棄がほとんど見当たらないが、谷津田の湿田等、作業条件の悪いところから耕作放棄されている。</p> <p>農業を担う農家戸数、農業従事者の30年間(昭和60年→平成27年)の推移をみると、農家戸数は65,528戸から33,186戸と49.4%減少し、農業従事者は171,388人から67,802人と60.4%減少していることから、地域における担い手の確保が課題である。</p> <p>本地域は、平場の優良農地が広がることから、荒廃農地の解消とあわせ、作業条件の悪い地区においては基盤整備を実施するとともに、農地集積を図り、荒廃農地の再生と発生防止を図っていくことが重要である。</p>

中山間農業地域	<p>本地域の再生可能な荒廃農地面積は平成28年で953ヘクタールであり、そのうち農用地区域内面積は481ヘクタールとなっている。</p> <p>本地域は、もともと山間の狭隘な所や傾斜のある所での生産が多いことから、農地への進入路などが狭く機械化に向かない農地から耕作放棄が進んでいる。さらに、有害鳥獣被害も深刻であり、地域の荒廃農地増加の大きな要因となっている。</p> <p>農業を担う農家戸数、農業従事者の30年間（昭和60年→平成27年）の推移をみると、農家戸数は33,785戸から16,041戸と52.5%減少し、農業従事者は84,464人から24,839人と70.6%減少していることから、地域における担い手の確保が課題である。</p> <p>本地域の荒廃農地は機械化も困難な所も多いことから、放牧等による活用や、鳥獣被害防止対策も併せて講じ、荒廃農地の発生防止を図る必要がある。</p>
---------	--

3. 荒廃農地再生利用の方向性

地域名	営農類型、担い手等の状況、振興作物等を勘案した荒廃農地の再生利用の方向性
都市的農業地域	<p>都市農業が持つ生産地と消費地が極めて近いという利点を生かして生産者の顔が見える農業の展開により、荒廃農地の解消を進める。</p> <p>また、農業者及び農業に関心を持つ数多くの市民の協同による農業展開や、市民農園、草刈りなどの援農を推進するとともに、ビオトープ等農地の持つ環境保全機能を活かした農地再生を進める。</p>
平地農業地域	<p>豊かな土地資源を持ち、今後とも首都圏における「食」の供給基地としての機能を維持し続けるため、担い手を中心に大規模な農業が展開できるよう荒廃農地を含めた農地集積を進める。</p> <p>また、比較的まとまった荒廃農地については、基盤整備事業を推進するとともに、担い手への貸借や企業等の新規参入を進める。</p>
中山間農業地域	<p>本県を代表する観光スポットであることから、荒廃農地による景観悪化を防止するため、比較的手のかからない放牧や景観作物の植栽による荒廃農地の解消を進める。</p> <p>さらに、温暖な気候を活用し、業務用野菜等、食品産業の農業参入を進める。</p>

4. 協議会構成団体の役割分担

組織名	主な役割
千葉県	市町村行政組織との連携及び対策の推進

一般社団法人 千葉県農業会議	市町村農業委員会組織との連携及び対策の推進
千葉県農業 協同組合中央会	農業協同組合との連携及び対策の推進
千葉県土地改良事業 団体連合会	土地改良区との連携及び対策の推進
公益財団法人 千葉県園芸協会	農地中間管理事業の推進

5. 再生利用推進計画

(H21年度)

活動区分	主な活動内容
地域協議会に 対する指導・助言	市町村耕作放棄地解消計画の見直しなど巡回指導会の実施
検討会及び制度・ 施策の啓発・普及	シンポジウムや研修会の開催、チラシ、ポスター等啓発資料の作成
その他必要な 事項	地域協議会と連携した耕作放棄地あっせんシステムの構築

(H22年度)

活動区分	主な活動内容
地域協議会に 対する指導・助言	市町村耕作放棄地解消計画の見直しなど巡回指導会の実施
検討会及び制度・ 施策の啓発・普及	シンポジウムや研修会の開催、チラシ、ポスター等啓発資料の作成
その他必要な 事項	地域協議会と連携した耕作放棄地あっせんシステムの構築

(H23年度)

活動区分	主な活動内容
地域協議会に 対する指導・助言	市町村耕作放棄地解消計画の見直しなど巡回指導会の実施
検討会及び制度・ 施策の啓発・普及	シンポジウムや研修会の開催、チラシ、ポスター等啓発資料の作成
その他必要な 事項	地域協議会と連携した耕作放棄地あっせんシステムの構築

(H24年度)

活動区分	主な活動内容
地域協議会に対する指導・助言	制度周知と交付金活用推進など巡回指導会の実施、地域協議会設立に向けた支援
検討会及び制度・施策の啓発・普及	耕作放棄地解消・鳥獣被害対策フォーラムの開催、対策PRパンフレット等啓発資料の作成
その他必要な事項	耕作放棄地活用応援団の検討

(H25年度)

活動区分	主な活動内容
地域協議会に対する指導・助言	制度周知と交付金活用推進など巡回指導会の実施、地域協議会設立に向けた支援
検討会及び制度・施策の啓発・普及	耕作放棄地解消・鳥獣被害対策フォーラムの開催、対策PRパンフレット等啓発資料の作成
その他必要な事項	耕作放棄地活用応援団の活用

(H26年度)

活動区分	主な活動内容
地域協議会に対する指導・助言	制度周知と交付金活用推進など巡回指導会の実施、地域協議会設立に向けた支援
検討会及び制度・施策の啓発・普及	耕作放棄地解消のための研修会の開催、対策PRパンフレット等啓発資料の作成
その他必要な事項	耕作放棄地活用応援団の活用、農地中間管理機構による取組みの推進

(H27年度)

活動区分	主な活動内容
地域協議会に対する指導・助言	制度周知と交付金活用推進など巡回指導会の実施、地域協議会設立に向けた支援
検討会及び制度・施策の啓発・普及	耕作放棄地解消のための研修会の開催、対策PRパンフレット等啓発資料の作成
その他必要な事項	耕作放棄地活用応援団の活用、農地中間管理機構による取組みの推進

(H28年度)

活動区分	主な活動内容
地域協議会に対する指導・助言	制度周知と交付金活用推進など巡回指導会の実施
検討会及び制度・施策の啓発・普及	耕作放棄地解消のための研修会の開催、対策PRパンフレット等啓発資料の作成
その他必要な事項	耕作放棄地活用応援団の活用、農地中間管理機構による取組みの推進

(H29年度)

活動区分	主な活動内容
地域協議会に対する指導・助言	制度周知と交付金活用推進など巡回指導会の実施
検討会及び制度・施策の啓発・普及	耕作放棄地対策マニュアルを活用した農地利用最適化推進委員への研修の実施
その他必要な事項	農地中間管理機構による取組みの推進

(H30年度)

活動区分	主な活動内容
地域協議会に対する指導・助言	制度周知と交付金活用推進など巡回指導会の実施
検討会及び制度・施策の啓発・普及	耕作放棄地対策マニュアルを活用した農地利用最適化推進委員への研修の実施
その他必要な事項	農地中間管理機構による取組みの推進

6. 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金事業計画

(1) 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金による再生見込み面積及び概算事業費

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
再生面積 (ha)	50	50	50	25	<u>45</u>
概算事業費 (国費:千円)	100,000	100,000	100,000	27,000	<u>50,000</u>

(2) 取組推進のための地域協議会への支援体制

- ・地域協議会事務局(市町村等)担当者へ説明会などを開催し、制度の周知を図る。

- ・県協議会構成機関が、それぞれの役割分担により、地域協議会の活動を支援する。
- ・研修会等、県農業再生協議会と連携した地域協議会への支援を実施。
- ・農地中間管理機構などの取組みにより、担い手への農地集積、耕作放棄地の再生利用を進める。

(参考)

千葉県の農用地区域内における荒廃農地の再生目標面積(基金以外含む)及び取組期間

975ha(平成30年度～平成33年度)

その他

○平成28年 農地の利用状況調査結果について

平成29年8月2日に農林水産省から平成28年の遊休農地面積が公表され、千葉県は前年から4,478ha減少し、全国ワースト1位から5位となりました。

調査年	遊休農地面積(ha)			
	第1号	第2号	合計	全国順位
H27	9,689	509	10,198	1位
H28	5,591	130	5,720	5位
増△減	△4,098	△379	△4,478	

○平成28年 荒廃農地調査結果について

平成30年1月19日に農林水産省から平成28年の荒廃農地面積が公表され、千葉県は前年から1,759ha減少し、全国ワースト5位から7位となりました。

調査年	荒廃農地面積(ha)			
	A分類	B分類	合計	全国順位
H27	9,689	3,804	13,492	5位
H28	5,591	6,142	11,733	7位
増△減	△4,098	2,321	△1,759	

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

※B分類には非農地判断済みで、非農地通知を発出していない農地を含みます。

千葉県 農地の利用状況調査(農地法施行状況調査 結果)[平成28年]

No	市町村 農業委員会名	耕地面積 (ha)	農地の利用状況		
			遊休農地面積(ha)		
			第1号	第2号	合計
1	千葉市	3,670	14	0	14
2	習志野市	67	3	0	3
3	市原市	5,550	194	13	207
4	八千代市	854	89	0	89
5	市川市	535	12	0	12
6	船橋市	1,240	38	0	38
7	松戸市	742	6	0	6
8	野田市	2,650	73	0	73
9	柏市	2,580	46	0	46
10	流山市	441	4	0	4
11	我孫子市	1,240	26	17	43
12	鎌ヶ谷市	452	2	0	2
13	成田市	6,610	836	0	836
14	佐倉市	2,930	205	0	205
15	四街道市	684	57	0	57
16	八街市	3,550	146	4	150
17	印西市	4,180	224	0	224
18	白井市	1,070	74	0	74
19	富里市	2,520	32	0	32
20	酒々井町	547	45	0	45
21	栄町	1,450	24	0	24
22	香取市	11,300	503	15	518
23	神崎町	752	8	0	8
24	多古町	3,170	211	0	211
25	東庄町	1,900	150	0	150
26	銚子市	2,540	306	0	306
27	旭市	6,370	87	0	87
28	匝瑳市	5,220	145	0	145
29	東金市	3,420	17	0	17
30	山武市	5,790	1	0	1
31	大網白里市	2,450	5	0	5
32	九十九里町	917	20	0	20
33	芝山町	1,560	143	0	143
34	横芝光町	3,260	47	8	55
35	茂原市	3,170	320	0	320
36	一宮町	603	119	0	119
37	睦沢町	811	74	0	74
38	長生村	1,240	30	0	30
39	白子町	1,280	36	0	36
40	長柄町	883	177	0	177
41	長南町	1,270	88	0	88
42	勝浦市	1,030	156	71	227
43	いすみ市	3,540	116	0	116
44	大多喜町	1,250	100	0	100
45	御宿町	256	102	0	102
46	館山市	1,790	64	0	64
47	鴨川市	2,240	93	0	93
48	南房総市	3,570	8	0	8
49	鋸南町	465	71	0	71
50	木更津市	2,540	68	0	68
51	君津市	3,240	78	0	78
52	富津市	2,340	61	0	61
53	袖ヶ浦市	2,540	36	0	36
	合計	26,300	5,591	130	5,720

注)四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

千葉県 荒廃農地の面積 調査結果 (平成28年)

市町村名	再生利用が可能な荒廃農地 A分類		荒廃農地計		荒廃農地計		荒廃農地計	
	(ha)	農用地 区域内	(ha)	農用地 区域内	(ha)	農用地 区域内	(ha)	農用地 区域内
千葉市	14	7	764	158	778	164	32	14
習志野市	3	1			3	1	1	1
市原市	194	42	738	43	932	85	118	32
八千代市	89	67	13	9	102	76	17	15
市川市	12				12			
船橋市	38	28			38	28	62	25
松戸市	6				6		2	
野田市	73	6			73	6	29	10
柏市	46	17	6		52	17	15	8
流山市	4		12		16			
我孫子市	26	18	11	2	37	21	22	8
鎌ヶ谷市	2		1		3			
成田市	836	405			836	405	44	32
佐倉市	205	104	35		240	104	47	17
四街道市	57	30			57	30	3	3
八街市	146	78	31	1	177	79	65	33
印西市	224	48	45	2	270	50		
白井市	74	55	25	14	99	69	7	5
富里市	32	23	26	9	57	32	9	5
酒々井町	45	9	4		49	9	4	1
栄町	24	13			24	13	5	4
香取市	503	262			503	262	37	26
神崎町	8	4	9		18	4	1	1
多古町	211	154			211	154	14	11
東庄町	150	99			150	99	1	
銚子市	306	139			306	139	10	8
旭市	87	49	169	117	256	166	5	4
匝瑳市	145	123	116	82	261	204	14	12
東金市	17	12			17	12	9	7
山武市	1	1	6	2	7	3		
大網白里市	5	3	21	10	26	13	8	6
九十九里町	20	19	93	37	113	56		
芝山町	143	14			143	14		
横芝光町	47	36	60	30	107	66	3	3
茂原市	320	179			320	179	28	5
一宮町	119	50	40	13	159	64		
睦沢町	74		77		151			
長生村	30	18	5	2	35	20		
白子町	36	26			36	26	2	1
長柄町	177	63	208	49	385	113		
長南町	88	22			88	22	1	
勝浦市	156	113	695	377	851	490	17	13
いすみ市	116	66	302	18	418	84		
大多喜町	100	52	101	47	200	99		
御宿町	102	17	57	1	159	18		
館山市	64	36	474	36	538	72	8	6
鴨川市	93	42	797	285	890	327		
南房総市	8	8	4	1	13	8	4	4
鋸南町	71	43	334	34	406	77	31	17
木更津市	68	33	205	29	273	62	77	36
君津市	78	34	429	89	507	123	47	26
富津市	61	20			61	20		
袖ヶ浦市	36	17	228	56	264	73	33	14
合計	5,591	2,707	6,142	1,552	11,733	4,259	833	412

注) A分類: 抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれるもの(農地法第30条第3項第1号に該当する農地)
 B分類: 農地・非農地判断基準第3の規定に照らし、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、
 又は周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することが見込まれないものに相当するもの
 端数処理のため、合計が一致しない場合があります。
 斜線: 農用地区域が設定されていません。

千葉県 荒廃農地の面積 調査結果(平成28年)
[再生利用(解消)面積 内訳]

市町村名	ア(営農再開)		イ(基盤整備後営農再開)		ウ(安全管理)		合計=ア+イ+ウ	
	(ha)	農用地 区域内	(ha)	農用地 区域内	(ha)	農用地 区域内	(ha)	農用地 区域内
千葉市	32	14					32	14
習志野市					1	1	1	1
市原市	118	32					118	32
八千代市	3	3			13	12	17	15
市川市								
船橋市					62	25	62	25
松戸市					2		2	
野田市					29	10	29	10
柏市					15	8	15	8
流山市								
我孫子市	5	2			17	5	22	8
鎌ヶ谷市								
成田市	44	32					44	32
佐倉市	5	4			42	13	47	17
四街道市			3	3			3	3
八街市	61	30			4	3	65	33
印西市								
白井市	2	1			5	3	7	5
富里市	7	4			2	1	9	5
酒々井町	2	1			2		4	1
栄町	3	3			2	1	5	4
香取市	16	12			21	14	37	26
神崎町	1	1					1	1
多古町	6	5			8	6	14	11
東庄町							1	
銚子市	10	8					10	8
旭市					5	4	5	4
匝瑳市	14	12					14	12
東金市	2	2			7	5	9	7
山武市								
大網白里市	1	1			7	5	8	6
九十九里町								
芝山町								
横芝光町	1	1			2	2	3	3
茂原市	6	2			21	3	28	5
一宮町								
睦沢町								
長生村								
白子町					2	1	2	1
長柄町								
長南町	1						1	
勝浦市	7	6			10	7	17	13
いすみ市								
大多喜町								
御宿町								
館山市	8	6					8	6
鴨川市								
南房総市			4	4			4	4
鋸南町	31	17					31	17
木更津市	4	3			74	33	77	36
君津市	22	10			25	16	47	26
富津市								
袖ヶ浦市	33	14					33	14
合計	447	225	7	7	380	180	833	412

注) A(営農再開):実際に営農が再開されたもの。
 B(基盤整備後営農再開):基盤整備事業等が開始又は完了されており、事業完了後の営農再開の予定があるもの。
 C(安全管理):A又はBのいずれにも該当しない場合。(その他草刈り・耕起等)
 端数処理のため、合計が一致しない場合があります。
 斜線:農用地区域が設定されていません。

64 荒廃農地等利活用促進交付金

【160(231)百万円】

対策のポイント

荒廃農地等を引き受けて営農を再開する農業者や農地中間管理機構等が行う再生作業、土壌改良、営農定着、加工・販売の試行、施設等整備を総合的に支援します。

<背景/課題>

- ・我が国農業の競争力を強化し、持続可能なものとするためには、食料の安定供給にとって不可欠であり、農業生産の基盤である農地の確保及び有効利用を図っていくことが重要です。
- ・このため、農業者、農業者が組織する団体、参入企業等の担い手や農地中間管理機構等が行う荒廃農地等を再生利用する取組を支援し、荒廃農地の発生防止と解消を図ります。

政策目標

平成37年までに農用地区域において、4.5万haの荒廃農地を再生

<主な内容>

1. 荒廃農地の再生利用及び発生防止活動への支援

- (1) 1号遊休農地(荒廃農地<A分類>)※1の再生作業(雑木の除去等)、土壌改良(肥料の投入等)、営農定着(再生農地への作物の導入等)、経営展開(加工品試作及び試験販売の取組等)を支援します。
- (2) 2号遊休農地※2から1号遊休農地への悪化を防止するために必要な整地等の低コスト整備の取組を支援します。
- (3) 中山間地農業ルネッサンス事業の「地域別農業振興計画」に基づき、新規就農者等を後押しするため、再生した荒廃農地等を活用した栽培技術の指導や利用権の移転等の取組を担い手と新規就農者等が二人三脚となって行う場合には、優先枠(チャレンジ支援枠)を設けて支援します。

※1 「1号遊休農地(荒廃農地<A分類>)」とは、農地法第32条第1項第1号に規定する農地で、再生作業の実施によって耕作が可能となる荒廃農地(市町村等が実施する荒廃農地調査においてA分類に区分された農地のこと。なお、これとは別に再生利用が困難と見込まれる荒廃農地<B分類>がある。)

※2 「2号遊休農地」とは、農地法第32条第1項第2号に規定する農地で、周辺の地域における農地の利用の程度と比較して著しく劣っている農地。

2. 施設等の整備への支援

荒廃農地の再生利用・発生防止に必要な基盤整備(暗きょ、農道の整備等)や農業用機械・施設(収穫機、ビニールハウス等)、農業体験施設(市民農園等)等の整備を支援します。

3. 附帯事業への支援

都道府県・市町村が行う農地利用調整等の取組を支援します。

※ 東日本大震災復興のため耕作放棄地再生利用緊急対策交付金で措置していた「被災者支援型」については、本交付金によって引き続き支援します。

〔 交付率：定額(再生作業5万円/10a等)、1/2、55/100等)
〔 事業実施主体：認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等 〕

【お問い合わせ先：農村振興局地域振興課 (03-6744-2665)】

荒廃農地等利活用促進交付金の概要

【平成30年度予算概算決定額：160(231)百万円】

- 農業者、農業者が組織する団体等が、荒廃農地等を引き受けて営農を再開するために、再生作業、土壌改良、営農定着、加工・販売の試行、施設等の整備を総合的に支援します。

【対象者】

- 認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等の担い手のほか、農地中間管理機構、農業協同組合等の農業団体。
※東日本大震災復興のため耕作放棄地再生利用緊急対策交付金で措置していた「被災者支援型」は、本交付金によって引き継ぎ支援。

【対象農地】

- 振興農用地区域内の以下の農地を対象（農業体験施設の場合は除く）。
 - 1号遊休農地（荒廃農地＜A分類＞）
 - ・ 農地法第32条第1項第1号に規定する農地で、再生作業の実施によって耕作が可能となる荒廃農地（市町村等が実施する荒廃農地調査においてA分類に区分された農地）。
 - 2号遊休農地
 - ・ 農地法第32条第1項第2号に規定する農地で、周辺の地域における農地の利用の程度と比較して著しく劣っている農地。

【交付金の流れ】



【その他実施要件】

- 総事業費が200万円/件未満。
- 再生された農地において5年間以上耕作されること。
- 交付率：定額（1/2相当（再生利用活動5万円/10a、発生防止活動2万円/10a等））
1/2、55/100等（重機を用いて行う再生作業、施設等の整備）
- 事業実施期間：3年間を上限（チャレンジ支援枠の場合4年間を上限【拡充】）

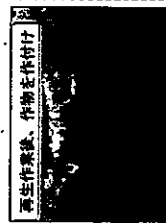
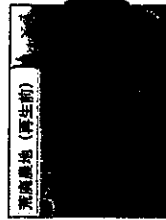
【主な支援内容】

発生防止・再生利用等への支援

1号遊休農地（荒廃農地＜A分類＞）への支援

再生利用活動

- ・ 再生作業（雑木の除去等）、土壌改良、営農定着、加工・販売の試行等の取組。



施設等の整備

- ・ 再生農地の暗きよ・農道等の基礎整備、生産再開に必要な収穫機やハウス等の農業用機械・施設、農業体験施設の整備。



2号遊休農地への支援

発生防止活動

- ・ 整地等の低コスト整備。



施設等の整備

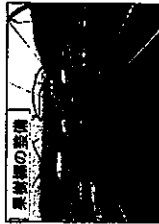
- ・ 1号遊休農地の支援と同じ。

※ 中山間地農業ルネッサンス事業の「地域別農業振興計画」に基づき、新規就農者等を後押しするため、再生した荒廃農地等を活用した栽培技術の指導や利用権の移転等の取組を担い手と新規就農者等が二人三脚となって行う場合には、優先枠（チャレンジ支援枠）を設けて、これらが行う再生利用活動を総合的に支援。【拡充】

附帯事業への支援 都道府県・市町村が行う農地利用調整等の取組を支援。

連携事業

- ・ 荒廃農地等を活用して放牧事業（※1）に取り組み際に牧柵等を整備。
- ・ 2号遊休農地を対象として、農地中間管理機構が果樹の改植事業（※2）を行う際に果樹柵等を整備。



※1 「肉用牛・酪農基礎強化対策事業（放牧活用型）」（生産局所管）
※2 「果樹農業好景況形成総合対策事業」（同上）

